

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月19日

【計算期間】 第1期 自 平成20年 7月22日
至 平成20年12月22日

【ファンド名】 黒川木徳小型成長株ターゲットファンド
(愛称: K - w i n g (ケイウイング))

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松井 一幸

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、小型成長株・マザーファンドへの投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下ようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧下さい。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型投信		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内外	資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））
決算頻度	年1回

投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	(日本を含む)	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券	(隔月)	欧州	ファミリー
一般	年12回	アジア	ファンド
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	ファンド・
その他債券	その他	アフリカ	オブ・
クレジット	()	中近東	ファンズ
属性		(中東)	
(高格付債)		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券)			
資産複合			
()			

ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式」です。

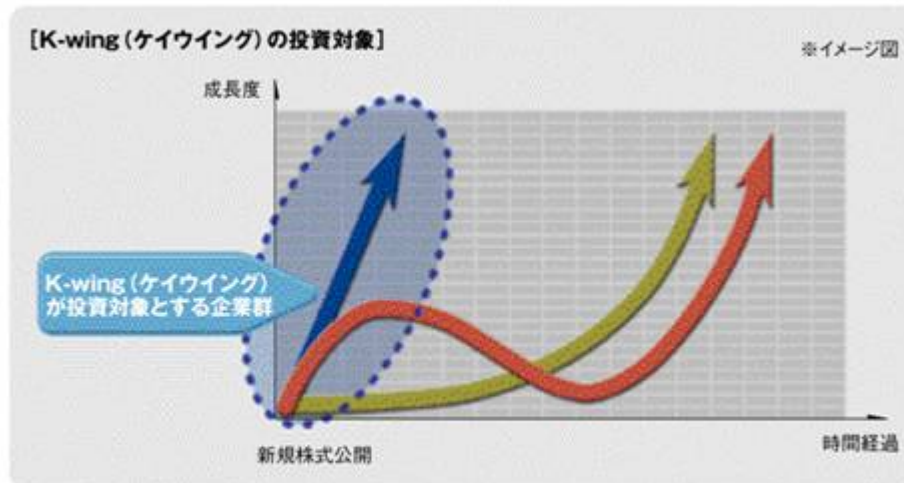
属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 (投資信託証券)	目論見書又は信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

ファンドの特色

- ・次代を拓く革新高成長企業への厳選投資（企業家精神を応援）

新規公開といういわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」に厳選投資します。原則として公開後3年以内の企業を投資対象とします。



注) 企業の成長過程をイメージしたものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

・ボトムアップ調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析（ボトムアップ調査）を行い、中長期高成長戦略の有無・妥当性、短期的業績の信頼性、企業経営者の理念・志、財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。

・「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

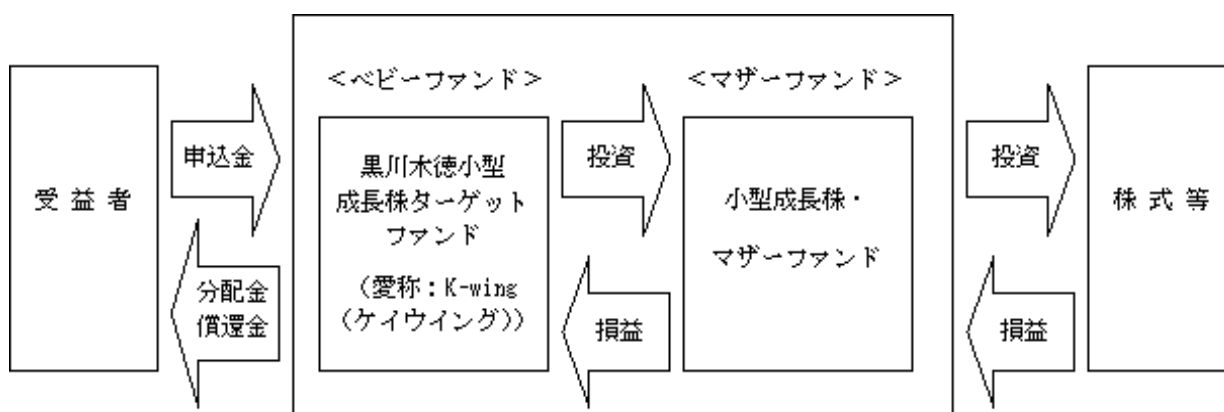
総合判断した企業群は、革新的な高成長企業群の銘柄数を限定する「銘柄分散」、一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他1銘柄ごとの組入比率にも考慮する等、慎重な分散投資を行います。

・エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社（代表取締役 宇佐美 博高氏）より投資に関する助言を受けて運用します。

・基準価額（既払分配金を加算しません）が一度でも15,000円を上回った場合には、わが国の短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します（償還価額が15,000円以上であることを保証するものではありません。）。

流動性等により保有銘柄の売却がすみやかに行なえない場合があるため、基準価額が15,000円を上回ってから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

・当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

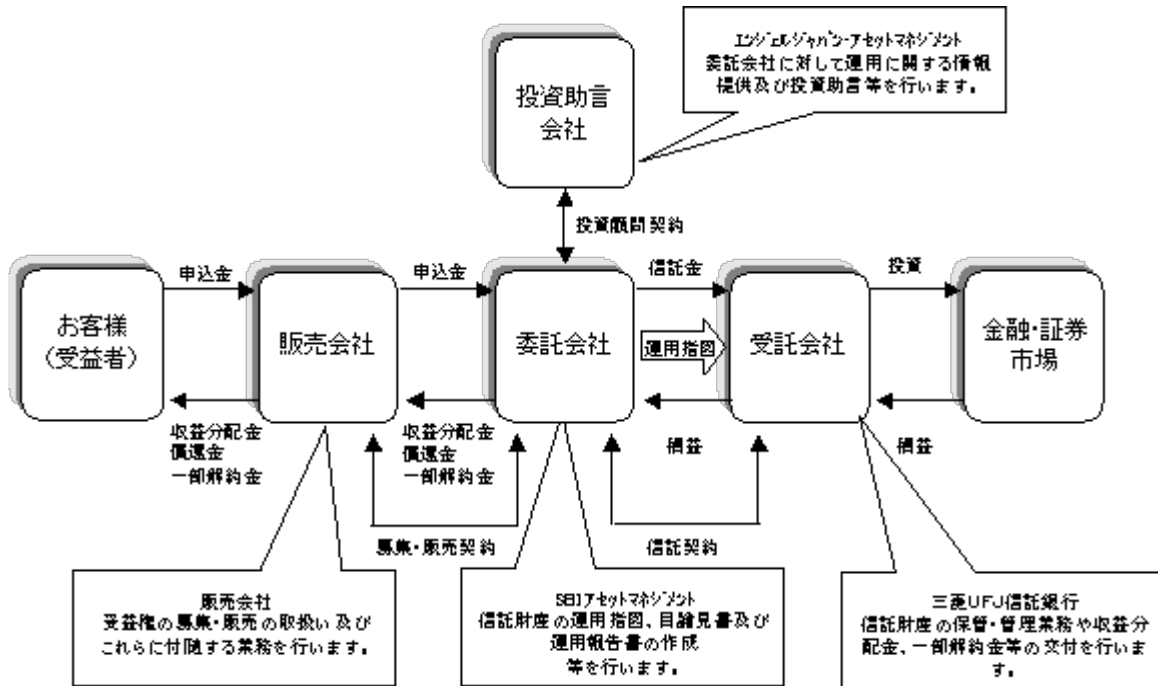


信託金の限度額

- ・ 300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成21年3月19日現在）

(i) 資本金

委託会社の資本の額は金4億20万円です。

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、商号をエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社と変更しました。

平成17年7月1日には、委託会社の親会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に伴い、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

昭和61年 8月29日

日債銀投資顧問株式会社として設立

昭和62年 2月20日

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、商号をエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社と変更
平成17年 7月 1日	親会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更により、商号をSBIアセットマネジメント株式会社と変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

() 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、小型成長株・マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

基準価額（既払分配金を加算しません）が一度でも15,000円を上回った場合には、わが国の短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します（償還価額が15,000円以上であることを保証するものではありません。）。

流動性等により保有銘柄の売却がすみやかに行なえない場合があるため、基準価額が15,000円を上回ってから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

また、上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が15,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。また、安定運用へ移行が完了するまでの株価変動や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により、基準価額が下落することがあります。

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社

- ・ 本ファンドの投資助言会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。
- ・ 中小型成長株運用に特化した、独立系の投資顧問会社です。

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況

代表者	代表取締役 宇佐美 博高
設立	平成13年12月4日 関東財務局長（金商）第641号

助言資産	416億円(平成21年2月末現在)
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

宇佐美 博高氏の略歴(エンジェルジャパン・アセットマネジメント代表取締役)

一橋大学卒。静岡銀行、すみや電器を経て野村総合研究所入社。ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(現ドイチェ・アセット・マネジメント)等株式運用責任者を歴任後、2002年エンジェルジャパン・アセットマネジメントを設立。現在代表取締役。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限り、)
3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
4. 金銭債権(第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。)

運用の指図範囲(信託約款第16条第1項)

委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))およ

び新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 1) から 6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第16条3項）

(参考)マザーファンド（小型成長株・マザーファンド）の概要

(1)投資方針

マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

株式の投資に際しては、新規公開といういわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」を厳選して分散投資します。

原則として公開後3年以内の企業を投資対象とします。

組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 中長期高成長戦略の有無・妥当性、b. 短期的業績の信頼性、c. 企業経営者の理念・志、d. 財務面の裏付け、成長性・

収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)投資対象

投資の対象とする資産の種類(信託約款第13条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限り、)
3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
4. 金銭債権(第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。)

運用の指図範囲(信託約款第14条第1項)

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券および証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（信託約款第14条第2項）

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（1）から（6）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第14条第3項）

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

運用本部長（1名）および運用本部に在籍する者（7～10名程度）で開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）および運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

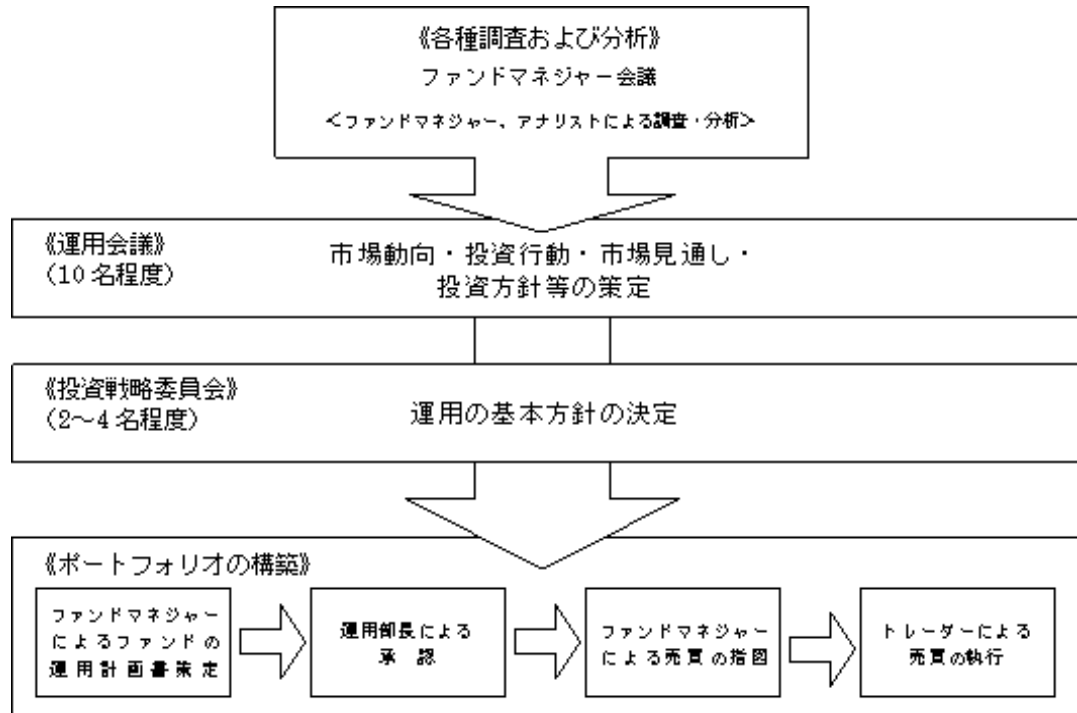
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株および組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

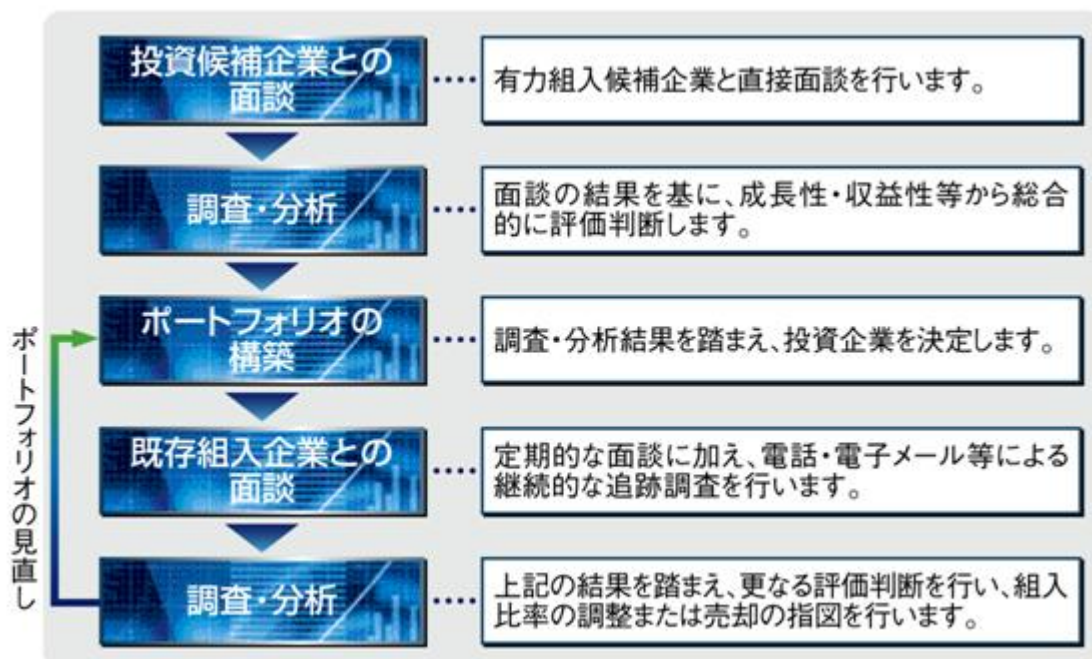
パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行ないます。



上記体制は今後変更となる場合があります。

*なお、投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の、本ファンドの運用プロセスは以下の通りです。



(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年12月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入等の範囲内とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - () 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
 - () 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - () 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- () 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 外貨建資産への投資は、行いません。
- () 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債

権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

() 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

() 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第23条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

() 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の

各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、係る株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

その他

() 資金の借入れ(信託約款第30条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。その結果、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

・ 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

<その他留意事項>

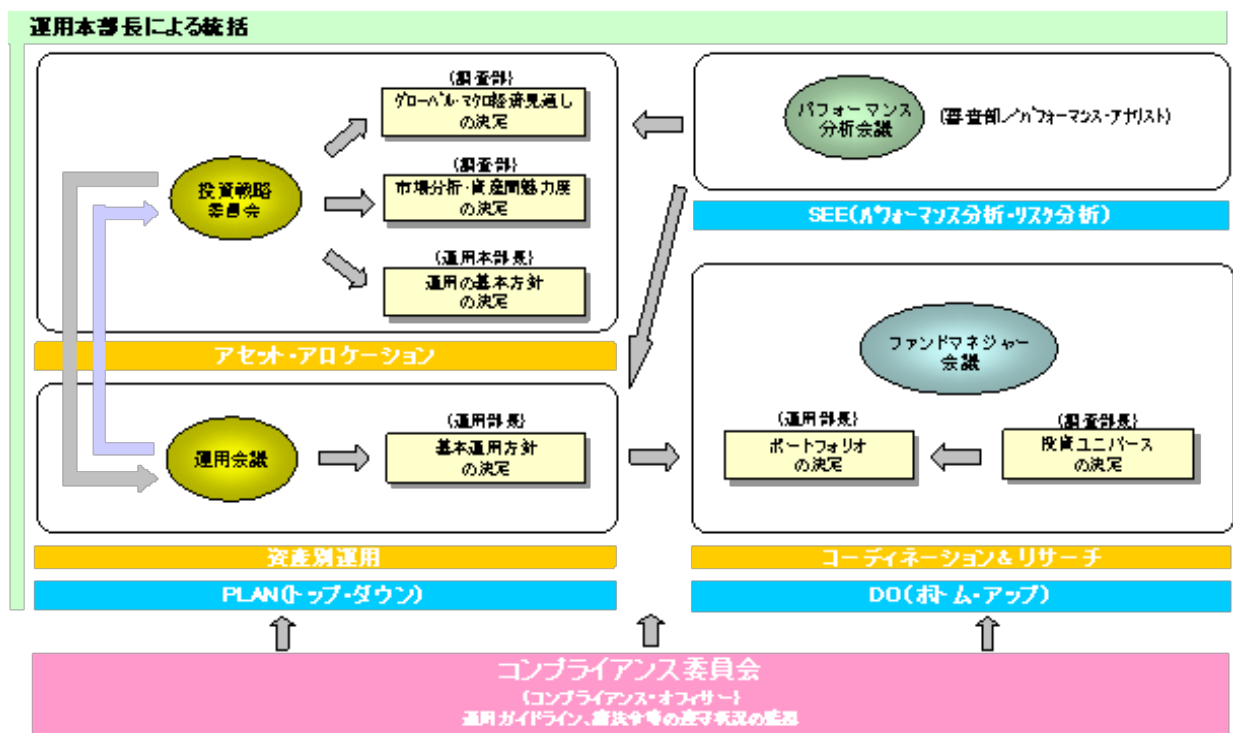
基準価額（既払分配金を加算しません）が一度でも15,000円上回った場合には、わが国の短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します（償還価額が15,000円以上であることを保証するものではありません。）。

流動性等により保有銘柄の売却がすみやかに行なえない場合があるため、基準価額が15,000円を上回ってから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

また、上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が15,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。また、安定運用へ移行が完了するまでの株価変動や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により、基準価額が下落することがあります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員及び運用部長をもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等 についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス 分析会議	原則月1回	常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び 監視を行う。

ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者により構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、調査部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 組合への新規投資および契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は今後変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般に係る法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申し込み金額の2.1%（税抜2%）を上限とする、販売会社が定める手数料率とします。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当額が加算されます。

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.785%（税抜1.70%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.008% (税抜：年率0.96%)	年率0.7035% (税抜：年率0.67%)	年率0.0735% (税抜：年率0.07%)

信託報酬は、毎計算期末を含む毎月22日（22日が休業日のときは翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管費用等本ファンドの投資に関する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理等に要する諸費用

信託財産に係る監査報酬(年額52.5万円(税抜50万円))及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査報酬を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査報酬は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

又、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

本投資信託は、課税上、株式投資信託として取扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は以下のとおりです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われ申告不要制度が適用されます。ただし、申告分離課税を選択することが可能です。

また、解約・償還益（個別元本超過額）についても10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されますが、原則、確定申告が必要となります。

	収益分配金		換金（解約、償還を含む）
税率	選択可		10% 申告分離
	10% 源泉徴収	10% 申告分離	
確定申告の要否	不要	必要	原則、必要 (ただし、「源泉徴収あり」の特定口座を利用した場合は不要)

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税7%）の軽減税率が適用され源泉徴収されます。但し、申告分離課税を選択することが可能です。

また、解約・償還益（個別元本超過額）に対する税率は7%（所得税7%）の軽減税率が適用されますが、原則、確定申告が必要となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、原則として、益金不参入制度の適用が可能です。

個人の受益者、法人の受益者ともに軽減税率の適用は、平成23年12月31日までとなります。詳しくは、販売会社または税務署等にお問合せください。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,805,159,687	99.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	602,058	0.03
合計（純資産総額）	-	1,805,761,745	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年2月27日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	小型成長株・ マザーファンド	8,522,944,700	0.2257	1,923,628,619	0.2118	1,805,159,687	99.97

種類別の投資比率

(平成21年2月27日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年2月27日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額(円)	1口当たり純資産額 (円)
第1期計算期間末 平成20年12月22日	1,731,407,490	6,699
平成20年 7月末日	1,348,074,438	10,145
平成20年 8月末日	1,564,388,850	9,474
平成20年 9月末日	1,786,461,787	8,383
平成20年10月末日	1,285,833,405	6,323
平成20年11月末日	1,391,079,701	6,856
平成20年12月末日	1,828,166,734	6,765
平成21年 1月末日	2,183,826,202	7,152
平成21年 2月末日	1,805,761,745	6,275

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

決 算 期	1口当たりの分配金(円)
第1期(平成20年12月22日)	0

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間 自平成20年7月22日至平成20年12月22日	33.0
自平成20年12月23日至平成21年2月27日	6.3

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率(%) = (計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額) / 前計算期間末の基準価額 × 100

なお、第1期の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額10,000円として計算しております。

参考情報

< 小型成長株・マザーファンド >

(1) 投資状況

(平成21年2月27日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	6,554,493,900	93.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	472,955,070	6.73
合計(純資産総額)	-	7,027,448,970	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成21年2月27日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	-------------	--------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-----------------

日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	1,749	169,806.26	296,991,152	196,000.00	342,804,000	4.88
日本	株式	ビットアイル	情報・通信業	4,124	65,880.85	271,692,655	75,600.00	311,774,400	4.44
日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	650	383,847.06	249,500,589	476,000.00	309,400,000	4.40
日本	株式	ザッパラス	情報・通信業	1,300	220,596.56	286,775,535	235,700.00	306,410,000	4.36
日本	株式	フリービット	情報・通信業	560	464,091.91	259,891,469	531,000.00	297,360,000	4.23
日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	66,000	3,846.64	253,878,345	4,420.00	291,720,000	4.15
日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	3,630	97,188.31	352,793,581	76,400.00	277,332,000	3.95
日本	株式	コスモス薬品	小売業	190,000	1,259.25	239,257,500	1,373.00	260,870,000	3.71
日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	1,300	180,839.09	235,090,824	181,600.00	236,080,000	3.36
日本	株式	フルヤ金属	その他製品	46,000	7,532.04	346,474,197	4,900.00	225,400,000	3.21
日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	1,020	401,699.28	409,733,268	215,600.00	219,912,000	3.13
日本	株式	GCAサヴィアングループ	サービス業	1,650	229,690.69	378,989,654	132,300.00	218,295,000	3.11
日本	株式	グリー	情報・通信業	48,000	5,230.86	251,081,333	4,530.00	217,440,000	3.09
日本	株式	MonotaRO	小売業	1,161	243,937.81	283,211,807	167,900.00	194,931,900	2.77
日本	株式	グリーンホスピタルサプライ	卸売業	4,306	38,590.62	166,171,220	41,450.00	178,483,700	2.54
日本	株式	SBIペリトランス	情報・通信業	4,500	25,040.00	112,680,000	39,650.00	178,425,000	2.54
日本	株式	第一精工	電気機器	139,700	1,223.69	170,950,816	1,220.00	170,434,000	2.43
日本	株式	一休	サービス業	4,500	31,573.95	142,082,793	35,250.00	158,625,000	2.26
日本	株式	ウェルネット	サービス業	2,481	44,200.00	109,660,200	61,300.00	152,085,300	2.16
日本	株式	タケエイ	サービス業	137,400	880.98	121,046,875	940.00	129,156,000	1.84
日本	株式	インフォマート	サービス業	1,250	161,286.11	201,607,646	100,000.00	125,000,000	1.78
日本	株式	夢の街創造委員会	サービス業	1,700	60,000.00	102,000,000	70,000.00	119,000,000	1.69
日本	株式	エスアールジータカミヤ	サービス業	207,000	380.00	78,660,000	570.00	117,990,000	1.68
日本	株式	応用医学研究所	サービス業	72,500	1,318.96	95,624,692	1,500.00	108,750,000	1.55
日本	株式	ネクスト	サービス業	1,449	66,720.56	96,678,103	68,700.00	99,546,300	1.42
日本	株式	チムニー	小売業	71,800	1,355.00	97,289,000	1,370.00	98,366,000	1.40
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	情報・通信業	473	220,000.00	104,060,000	201,000.00	95,073,000	1.35
日本	株式	データホライゾン	情報・通信業	42,000	1,618.46	67,975,396	2,230.00	93,660,000	1.33
日本	株式	イー・ギャランティ	その他金融業	700	110,000.00	77,000,000	129,000.00	90,300,000	1.28
日本	株式	東洋炭素	ガラス・土石製品	29,000	3,696.06	107,185,931	3,050.00	88,450,000	1.26

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する評価額の比率です。

全銘柄の業種別構成比率 (国内株式)

(平成21年2月27日現在)

業種	投資比率(%)
情報・通信業	30.19
サービス業	27.96
小売業	11.83
機械	5.71
卸売業	4.60
建設業	3.36
その他製品	3.21
電気機器	2.43
その他金融業	1.28
ガラス・土石製品	1.26
精密機器	0.83
非鉄金属	0.61
合計	93.27

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成21年2月27日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たり純資産額 (円)
第1期計算期間末 平成18年12月22日	22,866,962,721	7,188
第2期計算期間末 平成19年12月25日	13,038,903,318	4,474
第3期計算期間末 平成20年12月22日	7,377,460,838	2,254
平成20年 2月末日	10,802,359,218	3,862
平成20年 3月末日	9,850,067,106	3,562
平成20年 4月末日	10,003,149,077	3,638
平成20年 5月末日	10,700,620,482	3,930
平成20年 6月末日	9,714,998,201	3,606
平成20年 7月末日	10,395,828,705	3,391
平成20年 8月末日	9,893,669,125	3,171
平成20年 9月末日	9,054,424,497	2,810
平成20年10月末日	6,675,359,060	2,122
平成20年11月末日	7,206,624,037	2,304
平成20年12月末日	7,518,047,190	2,277
平成21年 1月末日	8,172,309,977	2,411
平成21年 2月末日	7,027,448,970	2,118

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1期計算期間 自 平成17年12月26日 至 平成18年12月22日	28.1
第2期計算期間 自 平成18年12月23日 至 平成19年12月25日	37.8
第3期計算期間 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月22日	49.6
自 平成20年12月23日 至 平成21年 2月27日	6.0

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率 (%) = (計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額) / 前計算期間末の基準価額 × 100

なお、第1期の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額10,000円として計算しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年7月22日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

お買付けのお申込みは、毎営業日の原則として午後3時(わが国の金融商品取引所の半休日は午前11時)までとします。お買付け代金は、取得申込日の基準価額を使って計算されます。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止すること及びすでに受け付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。

前記により受益権の取得のお申込みの受け付けが中止された場合またはすでに受け付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権の発行価格は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の翌営業日を取得のお申込日として計算されたお申込価額となります。

以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。

()お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

()お申込単位

1口以上1口単位でのお申込みとなります。

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

()お申込価額

取得申込日の基準価額となります。

()お申込手数料

申込手数料は、基準価額に2.1%（税抜2%）を乗じて得た金額（1口当たり）を上限として、販売会社が定めるものとします。

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(i)途中換金

(イ)一部解約

受益者は、毎営業日を一部解約の実行の請求日として、自己に帰属する受益権につき、委託会社に最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約の受付けは、毎営業日の原則として午後3時(わが国の金融商品取引所の半休日の場合は午前11時)までとします。途中換金の代金は、{請求日の基準価額 - 信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)}を使って計算されます。基準価額については、下記照会先においてもお問い合わせいただけます。

照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03 - 6229 - 0170 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス URL <http://www.sbi-am.co.jp/>

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)が発生した時は、解約請求の受付けを中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約は制限されることがあります。詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

ご換金のお手取額は、請求日の基準価額から所得税及び地方税を差引いた金額となります。代金は原則として、請求日より5営業日目からお支払いします。

解約請求には手数料はかかりません。ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)が差し引かれます。

ご換金場所は取扱販売会社の本・支店、営業所等です。

a.換金の受付

お申込をいただいた販売会社にお申し出ください。

原則として受付は、営業日の午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

b.換金単位

1口単位で換金をご請求をいただけます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

c.換金価額

換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を控除した価額となります。

換金手数料はございません。

d.換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

(ロ)買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口として販売会社が定める単位をもって、その受益権を買い取ります。

受益権の買取価格は、買取の申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買取に関して課税対象者に係る所得税及び地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取を中止することが出来ます。受益権の買取が中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がそ

の買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価格は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の申込みを受け付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

()その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも毎日の基準価額が掲載されています。また委託会社へもお問合わせいただけます。

本ファンドは、毎計算期末(毎年12月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

(2)【保管】

()信託業務の委託等(信託約款第25条)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前記にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

() 混蔵寄託(信託約款第26条)

金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

() 信託財産の登記等および記載等の留保等(信託約款第27条)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成20年7月22日から開始し、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年12月23日から翌年12月22日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10万口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき、およびエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約されたとき、基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となり安定運用に切り替えた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記 の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するも

のとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事業が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「() 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記 の事項（前記 の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。前記 の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権が行使できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 反対者の買取請求権

上記()に規定する信託契約の解約または上記()に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この

買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記() または上記() に規定する書面に付記します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

() 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

() 反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投信法第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取ろう請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成20年7月22日から平成20年12月22日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

黒川木徳小型成長株ターゲットファンド(愛称：K-wing)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成20年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,592,326
親投資信託受益証券		1,730,368,761
未収利息		4
流動資産合計		1,733,961,091
資産合計		
負債の部		
流動負債		
未払解約金		336,400
未払受託者報酬		80,489
未払委託者報酬		1,874,212
その他未払費用		262,500
流動負債合計		2,553,601
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		2,584,540,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		853,132,510
純資産合計		1,731,407,490
負債純資産合計		1,733,961,091

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成20年 7月22日 至 平成20年12月22日
営業収益	
受取利息	8,236
有価証券売買等損益	649,531,239
営業収益合計	649,523,003
営業費用	
受託者報酬	460,734
委託者報酬	10,728,440
その他費用	262,500
営業費用合計	11,451,674
営業利益又は営業損失（ ）	660,974,677
経常利益又は経常損失（ ）	660,974,677
当期純利益又は当期純損失（ ）	660,974,677
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,878,708
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,445,391
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,445,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	251,481,932
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	251,481,932
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	853,132,510

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1期 自 平成20年 7月22日 至 平成20年 12月22日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額 で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月 23日から翌年12月22日までとなっております。 ただし、第1期計算期間は設定日の平成20年7月 22日から平成20年12月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

期 別	第1期 〔平成20年12月22日現在〕
項 目	
1. 計算期間の末日における受益権 の総数	258,454口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回ってお り、その差額は853,132,510円であります。
3. 計算期間の末日における1単位 当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,699円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第1期 自 平成20年 7月22日 至 平成20年 12月22日
項 目	
費用控除後の配当等収益額	A 円
費用控除後・繰越欠損金補てん後 の有価証券等損益額	B 円
収益調整金額	C 608,234円
分配準備積立金	D 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 608,234円
当ファンドの期末残存口数	F 258,454口
一口当たり収益分配対象額	G = E / F 2.35円
一口当たり分配金額	H 円
収益分配金金額	I = F × H 円

(関連当事者との取引に関する注記)

期 別	第1期 自 平成20年 7月22日 至 平成20年 12月22日
項 目	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

期 別	第1期 〔平成20年12月22日現在〕
項 目	
期首元本額	1,304,710,000円
期中追加設定元本額	1,476,610,000円
期中一部解約元本額	196,780,000円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第1期 〔平成20年12月22日現在〕	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,730,368,761円	593,981,473円
合 計	1,730,368,761円	593,981,473円

3. デリバティブ取引関係

第1期（平成20年12月22日現在）

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	組入口数（口）	評価額（円）
親投資信託受益証券	小型成長株・マザーファンド	7,676,880,044	1,730,368,761
合 計		7,676,880,044	1,730,368,761

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

本報告書の開示対象であるファンド（黒川木徳小型成長株ターゲットファンド（愛称：K-wing））は、「小型成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成20年12月22日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「小型成長株・マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

科 目	計算日	〔平成20年12月22日現在〕
		金 額
資 産 の 部		
流動資産		
金銭信託		759,829
コール・ローン		1,306,713,755
株式		5,996,524,640
未収入金		135,826,559
未収配当金		1,036,000
未収利息		1,790
流動資産合計		7,440,862,573

資産合計	7,440,862,573
負債の部	
流動負債	
未払金	63,401,735
流動負債合計	63,401,735
負債合計	63,401,735
純資産の部	
元本等	
元本	32,735,724,219
剰余金	
期末欠損金	25,358,263,381
純資産合計	7,377,460,838
負債・純資産合計	7,440,862,573

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	[平成20年12月22日現在]
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	[平成20年12月22日現在]
1. 計算日における受益権総数		32,735,724,219口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		
元本の欠損		25,358,263,381円
3. 1口当たり純資産額		0.2254円
(1万口当たり純資産額)		(2,254円)

(その他の注記)

1. 元本額の変動及び計算日の元本の内訳

[平成20年12月22日現在]	
同計算期間の期首元本額	26,797,932,565円
同計算期間中の追加設定元本額	8,198,421,907円
同計算期間中の一部解約元本額	2,260,630,253円
同計算期間末日の元本額	32,735,724,219円
元本の内訳	
SBI小型成長株ファンド ジェイクール(愛称:jcool)	25,058,844,175円
黒川木徳小型成長株ターゲットファンド(愛称:K-wing)	7,676,880,044円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	[平成20年12月22日現在]	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,996,524,640円	4,110,729,504円
合計	5,996,524,640円	4,110,729,504円

3. デリバティブ取引関係

(平成20年12月22日現在)

本マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表(平成20年12月22日現在)

第1 有価証券明細表

株式

(単位:円)

銘柄	株式数 (株)	評価額	
		単価	金額
ダイセキ環境ソリューション	970	173,300.00	168,101,000
トリケミカル研究所	65,500	140.00	9,170,000
F C M	50,300	940.00	47,282,000
太陽工機	100,000	760.00	76,000,000
エヌ・ビー・シー	74,200	3,790.00	281,218,000
ニューフレアテクノロジー	1,720	47,800.00	82,216,000
ミマキエンジニアリング	657	30,000.00	19,710,000
エルモ社	220,000	280.00	61,600,000
フルヤ金属	32,100	7,970.00	255,837,000
デジタルハーツ	1,690	170,000.00	287,300,000
データホライゾン	38,100	1,620.00	61,722,000
グリー	18,000	5,180.00	93,240,000
SBIベリトランス	4,500	25,040.00	112,680,000
プロシップ	85,500	980.00	83,790,000
ザッパラス	935	219,000.00	204,765,000
いい生活	1,500	39,250.00	58,875,000
ビットアイル	3,860	65,500.00	252,830,000
e B A S E	4	193,000.00	772,000
AQインタラクティブ	1,500	28,400.00	42,600,000
フリービット	540	482,000.00	260,280,000
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	473	220,000.00	104,060,000
ソースネクスト	3,604	42,450.00	152,989,800
グリーンホスピタルサプライ	3,650	37,500.00	136,875,000
ソフトクリエイト	108,000	695.00	75,060,000
アイケイコーポレーション	3,582	25,500.00	91,341,000
MonotaRO	1,031	245,100.00	252,698,100
スタートトゥデイ	985	295,000.00	290,575,000
コスモス薬品	190,000	1,257.00	238,830,000
チムニー	81,500	1,355.00	110,432,500
イー・ギャランティ	700	110,000.00	77,000,000
応用医学研究所	44,000	1,250.00	55,000,000
日本M&Aセンター	600	450,000.00	270,000,000
アイレップ	1,000	70,100.00	70,100,000
V S N	3,200	893.00	2,857,600
タケエイ	136,000	881.00	119,816,000
U B I C	22,000	2,570.00	56,540,000
フルスピード	2,000	115,300.00	230,600,000
G C Aサヴィアングループ	1,140	245,000.00	279,300,000
エス・エム・エス	710	383,000.00	271,930,000
メディサイエンスプランニング	26,600	1,000.00	26,600,000
ウェルネット	2,481	44,200.00	109,660,200
エスアールジータカミヤ	207,000	380.00	78,660,000
一休	3,032	29,720.00	90,111,040
ジェイコム	478	103,300.00	49,377,400
夢の街創造委員会	1,700	60,000.00	102,000,000
インフォマート	1,202	161,500.00	194,123,000
合計	1,548,244		5,996,524,640

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成21年2月27日現在
資産総額	1,819,334,446円
負債総額	13,572,701円
純資産総額（ - ）	1,805,761,745円
発行済口数	287,759口
1口当たり純資産額（ / ）	6,275円

参考情報

<小型成長株・マザーファンド>

純資産額計算書

	平成21年2月27日現在
資産総額	7,091,745,962円
負債総額	64,296,992円
純資産総額（ - ）	7,027,448,970円
発行済口数	33,174,999,322口
1万口当たり純資産額（ / ）	2,118円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1期計算期間 自 平成20年 7月22日 至 平成20年12月22日	278,132	19,678	258,454
自 平成20年12月23日 至 平成21年 2月27日	48,850	19,545	287,759

(注) 本邦外における販売、解約の実績はございません。

第1期計算期間の設定数量には当初設定数量130,471口を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本の額

() 資本の額

委託会社の資本の額は金4億20万円です(平成21年3月19日現在)。

() 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です(平成21年3月19日現在)。

() 発行済株式の総数

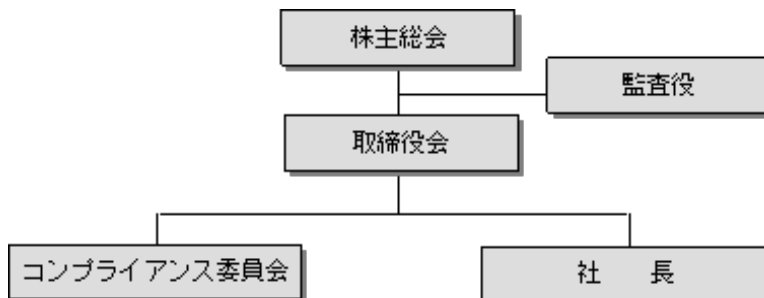
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です(平成21年3月19日現在)。

(iv) 最近5年間における主な資本の額の増減

該当事項はありません。

委託会社の機構

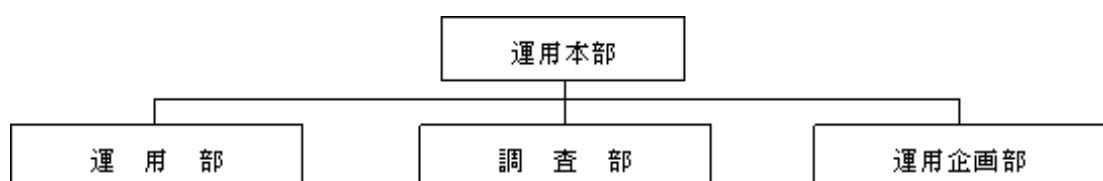
(i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の運用部及び調査部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では運用部長、調査部長及び運用企画部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。運用部は、内外の株式及び債券等の運用を、調査部は企業の調査・分析を、運用企画部はクライアントサービス・投資信託等商品企画及び組成を担当しています。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

(平成21年2月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	11	28,759
単位型株式投資信託	5	2,358

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

ただし、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)を適用しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)並びに当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、優成監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第21期		第22期	
		(平成19年3月31日現在)		(平成20年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		552,294		682,680	
前払費用		1,429		1,438	
未収委託者報酬		67,676		186,026	
未収運用受託報酬		7,634		4,898	
未収投資顧問料	* 3	50,493		42,759	
その他		961		139	
貸倒引当金		62			
流動資産合計		680,425	86.4	917,942	89.5
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	5,334		3,645	
有形固定資産合計		5,334	0.7	3,645	0.3
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
その他		2,377		1,978	
無形固定資産合計		2,444	0.3	2,045	0.2
投資その他の資産					
関係会社株式		50,000		50,000	
長期差入保証金	* 3	47,358		51,819	
預託金		1,000			
長期未収入金		900		675	
投資その他の資産合計		99,258	12.6	102,494	10.0
固定資産合計		107,036	13.6	108,184	10.5
資産合計		787,462	100.0	1,026,127	100.0

区分	注記 番号	第21期		第22期	
		(平成19年3月31日現在)		(平成20年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
・流動負債					
未払金	* 2	69,106		119,130	

(未払手数料)	(52,215)		(105,634)	
未払法人税等	1,728		1,541	
未払消費税等	2,760		6,772	
その他	8			
流動負債合計	73,603	9.4	127,444	12.4
負債合計	73,603	9.4	127,444	12.4
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金	400,200	50.8	400,200	39.0
2 利益剰余金				
その他利益剰余金	313,659		498,483	
繰越利益剰余金	313,659		498,483	
利益剰余金合計	313,659	39.8	498,483	48.6
株主資本合計	713,859	90.6	898,683	87.6
純資産合計	713,859	90.6	898,683	87.6
負債・純資産合計	787,462	100.0	1,026,127	100.0

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	第21期			第22期		
		自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
(経常損益の部)							
(営業損益の部)							
営業収益							
委託者報酬		1,137,963		1,095,964			
運用受託報酬		46,638		35,594			
投資顧問料	* 2	212,701	1,397,302	100.0	181,030	1,312,589	100.0
営業費用							
支払手数料		884,091		779,059			
広告宣伝費		14,234		14,848			
受益証券発行費				109			
調査費		11,663		13,152			
(調査費)		(11,663)		(13,152)			
委託計算費		65,044		61,229			
営業雑経費		32,433		34,545			
(通信費)		(925)		(1,917)			
(印刷費)		(29,068)		(30,081)			
(協会費)		(518)		(536)			
(諸会費)		(395)		(454)			

(その他営業雑経費)		(1,526)	1,007,467	72.1	(1,556)	902,945	68.8
一般管理費							
給料		103,339			136,709		
(役員報酬)	* 1	(16,000)			(19,000)		
(給料・手当)		(87,339)			(117,709)		
交際費		1,478			1,470		
旅費交通費		7,395			14,343		
福利厚生費		9,938			14,622		
租税公課		3,790			3,118		
不動産賃借料		22,304			24,534		
器具備品賃借料		668			731		
消耗品費		3,543			2,999		
事務委託費		5,931			14,123		
退職給付費用		4,219			5,065		
固定資産減価償却費		2,171			2,221		
諸経費		5,472	170,254	12.2	5,370	225,310	17.2
営業利益			219,580	15.7		184,333	14.0
(営業外損益の部)							
営業外収益							
受取利息		124			690		
雑収入		124	248	0.0	2	692	0.1
営業外費用							
雑損失		36	36	0.0	0	0	0.0
経常利益			219,792	15.7		185,026	14.1
(特別損益の部)							
特別利益							
貸倒引当金戻入益					62	62	0.0
特別損失	* 3						
固定資産除却損		137	137	0.0			
税引前当期純利益			219,654	15.7		185,089	14.1
法人税、住民税及び 事業税			314	0.0		265	0.0
当期純利益			219,339	15.7		184,824	14.1

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

項目	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(千円)	400,200	94,319	494,519	494,519
事業年度中の変動額				
当期純利益		219,339	219,339	219,339
事業年度中の変動額合計(千円)		219,339	219,339	219,339
平成19年3月31日残高(千円)	400,200	313,659	713,859	713,859

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

項目	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高(千円)	400,200	313,659	713,859	713,859
事業年度中の変動額				
当期純利益		184,824	184,824	184,824
事業年度中の変動額合計(千円)		184,824	184,824	184,824
平成20年3月31日残高(千円)	400,200	498,483	898,683	898,683

重要な会計方針

項目	第21期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法に基づく原価法	子会社株式 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品2 - 15年であります。	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5 - 15年であります。 (追加情報) 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。この変更による影響は軽微であります。

	無形固定資産 定額法によっております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は713,859千円であります。	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品 13,891千円 合計 13,891千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品 15,580千円 合計 15,580千円
* 2 親会社に対する金銭債務 未払金 2,714千円	* 2 —————
* 3 関係会社に対する金銭債権 未収投資顧問料 50,397千円	* 3 関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料 41,042千円 長期差入保証金 26,765千円

(損益計算書関係)

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
* 1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 120,000千円 監査役 8,400千円	* 1 _____
* 2 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。 投資顧問料 200,515千円	* 2 関係会社との重要な取引高 _____
* 3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 器具備品除却損 137千円	* 3 _____

(株主資本等変動計算書関係)

第21期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第22期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)			1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)		
リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	器具備品 (千円)	合計 (千円)		器具備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	2,588	2,588	取得価額相当額	2,588	2,588
減価償却累計額相当額	1,078	1,078	減価償却累計額相当額	1,596	1,596
期末残高相当額	1,510	1,510	期末残高相当額	992	992
未経過リース料期末残高相当額			未経過リース料期末残高相当額		
1年以内		518千円	1年以内		554千円
1年超		1,096千円	1年超		541千円
合計		1,614千円	合計		1,095千円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料		610千円	支払リース料		610千円
減価償却費相当額		517千円	減価償却費相当額		517千円
支払利息相当額		126千円	支払利息相当額		92千円
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法			減価償却費相当額の算定方法		
・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。			同左		
利息相当額の算定方法			利息相当額の算定方法		
・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			同左		

(有価証券関係)

第21期(平成19年3月31日現在)

時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額
子会社株式	50,000千円

第22期(平成20年3月31日現在)

時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額
子会社株式	50,000千円

(デリバティブ取引関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第21期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,361千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,361千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">1,857千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,218千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,361千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しておりますが、同年金基金の年金資産残高のうち、当社の加入人員割合により計算した年金資産の額は、26,097千円(平成19年3月31日現在)であります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p>	勤務費用等(注1)	2,361千円	退職給付費用計	2,361千円	その他(注2)	1,857千円	合計	4,218千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">3,028千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">3,028千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,036千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,065千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額3,028千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">146,083,122千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">112,700,302千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">33,382,820千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成20年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">当社の加入員数割合 0.02%</p>	勤務費用等(注1)	3,028千円	退職給付費用計	3,028千円	その他(注2)	2,036千円	合計	5,065千円	年金資産	146,083,122千円	年金財政計算上の給付		債務	112,700,302千円	差引額	33,382,820千円
勤務費用等(注1)	2,361千円																								
退職給付費用計	2,361千円																								
その他(注2)	1,857千円																								
合計	4,218千円																								
勤務費用等(注1)	3,028千円																								
退職給付費用計	3,028千円																								
その他(注2)	2,036千円																								
合計	5,065千円																								
年金資産	146,083,122千円																								
年金財政計算上の給付																									
債務	112,700,302千円																								
差引額	33,382,820千円																								

	<p>(3)補足説明</p> <p>上記の差引額33,382,820千円は、平成18年度剰余金9,652,224千円、別途積立金15,463,324千円及び資産評価調整控除額11,946,791千円から年金財政計算上の過去勤務債務残高3,679,520千円を控除した額であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度から「退職給付に関する会計基準」の一部改正(その2)(企業会計基準第14号平成19年5月15日)を適用しております。</p>
--	--

(税効果会計関係)

第21期 平成19年3月31日現在	第22期 平成20年3月31日現在																																				
<p>1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">80,665千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">582</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">81,291</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">81,291</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	80,665千円	減価償却費	18	電話加入権	582	その他	25	繰延税金資産小計	81,291	評価性引当額	81,291	繰延税金資産合計	_____	繰延税金資産の純額	_____	<p>1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">4,344千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">582</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">509</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,448</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">5,448</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">_____</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	4,344千円	減価償却費	13	電話加入権	582	その他	509	繰延税金資産小計	5,448	評価性引当額	5,448	繰延税金資産合計	_____	繰延税金資産の純額	_____
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	80,665千円																																				
減価償却費	18																																				
電話加入権	582																																				
その他	25																																				
繰延税金資産小計	81,291																																				
評価性引当額	81,291																																				
繰延税金資産合計	_____																																				
繰延税金資産の純額	_____																																				
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	4,344千円																																				
減価償却費	13																																				
電話加入権	582																																				
その他	509																																				
繰延税金資産小計	5,448																																				
評価性引当額	5,448																																				
繰延税金資産合計	_____																																				
繰延税金資産の純額	_____																																				
<p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">41.35</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td> <td style="text-align: right;">0.67</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.13</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.14</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		評価性引当額の増減	41.35	交際費等永久に損金にされない項目	0.67	住民税均等割等	0.13	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14	<p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">41.01</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td> <td style="text-align: right;">0.32</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.16</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.02</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.14</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		評価性引当額の増減	41.01	交際費等永久に損金にされない項目	0.32	住民税均等割等	0.16	その他	0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14						
	(%)																																				
法定実効税率	40.69																																				
(調整)																																					
評価性引当額の増減	41.35																																				
交際費等永久に損金にされない項目	0.67																																				
住民税均等割等	0.13																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14																																				
	(%)																																				
法定実効税率	40.69																																				
(調整)																																					
評価性引当額の増減	41.01																																				
交際費等永久に損金にされない項目	0.32																																				
住民税均等割等	0.16																																				
その他	0.02																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14																																				

(関連当事者との取引)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	50	ファンドの管理会社	(所有)直接99.9%	2	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務	投資顧問料の受取	収益200,515	未収投資顧問料	50,397

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	SBI証券(株)	東京都千代田区	12,118	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用374,379	未払手数料	10,827
	SBIイー・トレード証券(株)	東京都港区	47,646	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用22,025	未払手数料	7,431

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,157	グループの統括・運営	(被所有)直接100%	1	サービスの提供	事務所等の賃貸	-	長期差入保証金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	50	ファンドの管理会社	(所有)直接99.9%	1	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務	投資顧問料の受取	収益 182,467	未収投資顧問料	41,042
-----	------------------------	--------------------	----	-----------	-------------	---	------------------------	----------	---------------	---------	--------

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	SBIイー・トレード証券(株)	東京都港区	47,920	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用 301,125	未払手数料	62,703

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. SBIイー・トレード証券株式会社とSBI証券株式会社は、平成19年10月1日に合併し、SBIイー・トレード証券株式会社となりました。なお、SBIイー・トレード証券株式会社との取引金額には、合併前のSBI証券株式会社との取引金額を含めて表示しております。

(1株当たり情報)

	第21期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
1株当たり純資産額	19,504円35銭	24,554円19銭
1株当たり当期純利益	5,992円89銭	5,049円84銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- (注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第21期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
当期純利益(千円)	219,339	184,824
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	219,339	184,824
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

第22期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	注記 番号	第 2 3 期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
・ 流動資産			
預金		730,733	
前払費用		4,226	
未収入金		25,000	
未収委託者報酬		135,343	
未収運用受託報酬		4,198	
未収投資顧問料		34,928	
その他		1	
流動資産合計		934,433	91.0
・ 固定資産			
1 有形固定資産	* 1		
器具備品		3,138	
有形固定資産合計		3,138	0.3
2 無形固定資産			
電話加入権		67	
その他		1,818	
無形固定資産合計		1,885	0.2
3 投資その他の資産			
関係会社株式		60,000	
長期差入保証金		26,819	
長期未収入金		675	
投資その他の資産合計		87,494	8.5
固定資産合計		92,517	9.0
資産合計		1,026,950	100.0

科 目	注記 番号	第 2 3 期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
・ 流動負債			
未払金		98,452	
(未払手数料)	* 3	(78,864)	
未払法人税等		8,370	
未払消費税等	* 2	1,835	
流動負債合計		108,659	10.6
負債合計		108,659	10.6
(純資産の部)			
・ 株主資本			
1 資本金		400,200	39.0

2 利益剰余金			
(1)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		518,091	
利益剰余金合計		518,091	50.4
株主資本合計		918,291	89.4
純資産合計		918,291	89.4
負債・純資産合計		1,026,950	100.0

中間損益計算書

科 目	注記 番号	第 2 3 期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日		
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	百分比 (%)
・ 営業収益				
委託者報酬		430,671		
運用受託報酬		13,143		
投資顧問料		75,336	519,151	100.0
・ 営業費用		358,553		
・ 一般管理費	* 1	134,413	492,967	95.0
営業利益			26,184	5.0
・ 営業外収益			1,014	0.2
経常利益			27,198	5.2
税引前中間純利益			27,198	5.2
法人税、住民税及び事業税			7,590	1.4
中間純利益			19,608	3.8

中間株主資本等変動計算書

第 2 3 期中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）

項 目	株主資本			純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金	株主資本 合 計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成20年 3 月31日残高(千円)	400,200	498,483	898,683	898,683
中間会計期間中の変動額				
中間純利益		19,608	19,608	19,608
中間会計期間中の変動額合計(千円)		19,608	19,608	19,608
平成20年 9 月30日残高(千円)	400,200	518,091	918,291	918,291

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第 2 3 期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
-----	--

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
器具備品	16,087千円
合 計	16,087千円
* 2. 消費税及び地方消費税の取扱い	
仮払消費税及び仮受消費税は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	
* 3. 未払金の内訳科目として未払手数料を表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
* 1. 減価償却実施額	
有形固定資産	507千円
無形固定資産	266千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日		
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		
有形固定資産		
	(工具器具及び備品)	合計
	(千円)	(千円)
取得価額相当額	2,588	2,588
減価償却累計額相当額	1,855	1,855
中間期末残高相当額	733	733
未経過リース料中間期末残高相当額		
1年以内	573千円	
1年超	250千円	
合計	823千円	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料	305千円	
減価償却費相当額	258千円	
支払利息相当額	32千円	
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法		
・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。		
利息相当額の算定方法		
・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		

(有価証券関係)

第23期中間会計期間（平成20年9月30日現在）

時価評価されていない有価証券

種 類	中間貸借対照表計上額
子会社株式	60,000 千円

(デリバティブ取引関係)

第23期中間会計期間
自平成20年4月1日
至平成20年9月30日

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第23期中間会計期間
自平成20年4月1日
至平成20年9月30日

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項 目	第23期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日
1株当たり純資産額	25,089円94銭
1株当たり中間純利益	535円74銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	918,291
普通株式に係る純資産額(千円)	918,291
差額の主な内訳(千円)	
普通株式の発行済株式数(株)	36,600
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株)	36,600

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第23期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日
中間純利益(千円)	19,608
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式にかかる中間純利益(千円)	19,608
期中平均株式数(株)	36,600

(重要な後発事象)

第23期中間会計期間
自平成20年4月1日
至平成20年9月30日

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

委託会社に関し、営業譲渡及び営業譲受、出資の状況その他の重要な事項の変更は予定されておりません。提出日1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	黒川木徳証券株式会社	2,065百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

再信託受託 会社	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	黒川木徳証券株式会社	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

詳しくは、第一部 第1、1、(2)「 ファンドの仕組み」をご参照ください。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託 会社	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	該当事項はありません。
販売会社	黒川木徳証券株式会社	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、提出したものはございません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

SBIアセットマネジメント 株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

代表社員

公認会計士

加藤 善孝

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

宮崎 哲

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

加藤 善孝

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

宮崎 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒川木徳小型成長株ターゲットファンド(愛称：K-wing)の平成20年7月22日から平成20年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳小型成長株ターゲットファンド(愛称：K-wing)の平成20年12月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

SBIアセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員

公認会計士

加藤 善孝

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

宮崎 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

SBIアセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	加藤 善孝
------------------------	-------	-------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	宮崎 哲
------------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。